

(高等裁判所経由)

静岡地裁総第 546 号

(組ろ-02)

平成 31 年 4 月 18 日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

静岡地方裁判所長 三角比呂

裁判事務の分配等の定めについて

(平成 6 年 7 月 22 日付け総一第 182 号に基づく報告)

当庁における平成 31 年 4 月 15 日現在の標記の定めは、別添のとおりです。

添付書類

- 1 平成 31 年度における静岡地方裁判所及び静岡地方裁判所管内各簡易裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割並びに裁判官の代理順序の定め
- 2 平成 31 年度における静岡地方裁判所及び静岡地方裁判所管内各簡易裁判所の司法行政事務の代理順序の定め

平成 31 年度における静岡地方裁判所及び静岡地方裁判所管
内各簡易裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の
日割並びに裁判官の代理順序の定め

平成 31 年 1 月 1 日

改正 平成 31 年 1 月 16 日

改正 平成 31 年 2 月 28 日

改正 平成 31 年 3 月 15 日

目 次

第1編 総則（第1条～第9条）

第2編 各則

　　第1章 静岡地方裁判所

　　第1節 本庁

　　第1款 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割（第10条）

　　第2款 裁判官の代理順序（第11条）

　　第2節 沼津支部

　　第1款 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割（第12条）

　　第2款 裁判官の代理順序（第13条）

　　第3節 浜松支部

　　第1款 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割（第14条）

　　第2款 裁判官の代理順序（第15条）

　　第4節 富士支部、下田支部及び掛川支部

　　第1款 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割（第16条）

　　第2款 裁判官の代理順序（第17条）

　　第2章 管内各簡易裁判所

　　第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割（第18条）

　　第2節 裁判官の代理順序（第19条）

附 則

第1編 総 則

第1条 事件は、別段の定めがある場合を除き、受理の順序に従い各事件ごとに担当する各部係に順次配てんする。

2 緊急を要する場合には、前項の順序によらないことができる。

第2条 本庁又は各支部において受理した事件で、当事者又は利害関係人の住所、証拠関係その他諸般の事情を考慮して他の庁で審判するのを適當と認めるものは、関係裁判官において協議して、他の庁に回付することができる。

第3条 同一の庁において異なる部係に係属する数個の事件が互いに関連するとき、その他必要があるときは、関係部係において協議して、他の部係に当該事件の配てん換えをすることができる。

第4条 裁判官に病気等の長期の差し支えが生じたとき、配てんされた事件が特別に複雑であり、他の事件の処理に支障のあることが予想されるとき又はその他の事由があるときは、当該部若しくは係に対する事件の配てんの全部若しくは一部を停止し、又は配てん済みの事件の全部若しくは一部を他の部若しくは係に配てん換えをすることができる。

2 前項の事件の配てんの停止及び解除並びに配てん換えは、当該部又は係の申出により関係する裁判官の申合せによる。

3 事件の配てんの停止が解除され又は配てん換えの事由が止んだ場合において、他の部又は係との間で事件負担の調整をする必要があるときも、前項に準ずる。

第5条 合議体における事件の主任裁判官は、各合議体で定める。

第6条 民事調停事件（受訴裁判所が自ら処理するものを除く。）については、その事件の分配を受けた裁判官を調停主任に指定する。

第7条 労働審判事件については、その事件の分配を受けた裁判官を労働審判官に指定する。

第8条 本庁、各支部又は各簡易裁判所の裁判官に差し支えがある場合において、この定めの代理順序によることができないときは、所長の指名する裁判官がこれ

を代理する。

第9条 夏期休廷期間は、別に定めるところによる。

第2編 各 則

第1章 静岡地方裁判所

第1節 本庁

第1款 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第10条 本庁の裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割を別表第1のとおり定める。

第2款 裁判官の代理順序

第11条 合議体の裁判長に差し支えがあるときは、各部の事務を総括する裁判官の司法行政事務の代理順序に準じ、その部の他の裁判官がこれを代理する。

2 各部の裁判官に差し支えがあるときは、当該部の定める順序により、その部の他の裁判官がこれを代理する。

3 前二項の場合において、その部に代理すべき裁判官がいないときは、各部の協議で定める順序により他の部の裁判官がこれを代理する。

4 部に属しない裁判官に差し支えがあるときは、民事第1部第1係、第2係、第3係、民事第2部第1係、第2係の裁判官が、以上の順序によりこれを代理する。

第2節 沼津支部

第1款 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第12条 沼津支部の裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割を別表第2のとおり定める。

第2款 裁判官の代理順序

第13条 合議体の裁判長に差し支えがあるときは、各部の事務を総括する裁判官の司法行政事務の代理順序に準じ、その部の他の裁判官がこれを代理する。

2 各部の裁判官に差し支えがあるときは、当該部の定める順序により、その部の

他の裁判官がこれを代理する。

3 前二項の場合において、その部に代理すべき裁判官がいないときは、あらかじめ沼津支部所属の裁判官の申合せによる順序により、支部所属の裁判官がこれを代理し、同裁判官にも差し支えがあるときは、所長の指名する富士支部の裁判官がこれを代理する。

第3節 浜松支部

第1款 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第14条 浜松支部の裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割を別表第3のとおり定める。

第2款 裁判官の代理順序

第15条 合議体の裁判長に差し支えがあるときは、各部の事務を総括する裁判官の司法行政事務の代理順序に準じ、その部の他の裁判官がこれを代理する。

2 前項の場合を除き、各裁判官に差し支えがあるときは、浜松支部所属の裁判官の申合せによる順序により、支部所属の裁判官がこれを代理する。

第4節 富士支部、下田支部及び掛川支部

第1款 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第16条 富士支部、下田支部及び掛川支部の裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割を別表第4のとおり定める。

第2款 裁判官の代理順序

第17条 富士支部の裁判官に差し支えがあるときは、同支部の他の裁判官がこれを代理する。他の裁判官にも差し支えがあるときは、所長の指名する沼津支部の裁判官がこれを代理する。

2 下田支部の裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する沼津支部の裁判官がこれを代理する。

3 掛川支部の裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する本庁又は浜松支部の裁判官がこれを代理する。

第2章 管内各簡易裁判所

第1節 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

第18条 各簡易裁判所の裁判事務の分配を別表第5のとおり定める（各簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷の日割は、同表のとおりである。）。

第2節 裁判官の代理順序

第19条 各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときの代理順序を次のように定める。

(1) 静岡簡易裁判所

静岡簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の定める順序に従い、同裁判所の他の裁判官が代理する。特に必要があるときは、清水簡易裁判所の裁判官、島田簡易裁判所の裁判官が、順次これを代理する。

(2) 清水簡易裁判所

静岡簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官がこれを代理する。

(3) 熱海簡易裁判所

三島簡易裁判所の裁判官、下田簡易裁判所の裁判官、沼津簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官が、順次これを代理する。

(4) 三島簡易裁判所

熱海簡易裁判所の裁判官、沼津簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官が、順次これを代理する。

(5) 沼津簡易裁判所

沼津簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の定める順序に従い、同裁判所の他の裁判官がこれを代理する。特に必要があるときは、熱海簡易裁判所の裁判官、三島簡易裁判所の裁判官、富士簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官が、順次これを代理する。

(6) 下田簡易裁判所

熱海簡易裁判所の裁判官、三島簡易裁判所の裁判官、沼津簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官が、順次これを代理する。

(7) 富士簡易裁判所

富士簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の定める順序に従い、同裁判所の他の裁判官がこれを代理する。特に必要があるときは、沼津簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官がこれを代理する。

(8) 島田簡易裁判所

静岡簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官がこれを代理する。

(9) 掛川簡易裁判所

掛川簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の定める順序に従い、同裁判所の他の裁判官がこれを代理する。特に必要があるときは、浜松簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の指名する同裁判所の裁判官がこれを代理する。

(10) 浜松簡易裁判所

浜松簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官の定める順序に従い、同裁判所の他の裁判官がこれを代理する。特に必要があるときは、掛川簡易裁判所の裁判官がこれを代理する。

附 則

この定めは、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成31年1月16日から施行する。

附 則

この定めは、平成31年1月23日から施行する。

附 則

この定めは、平成31年3月2日から施行する。

附 則

この定めは、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この定めは、平成31年4月1日から施行する。

(別表第1)
本庁民事(第10条関係)

部 係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開廷日割等
第1部 合議体	1 裁判所法第26条第2項第3号及び第4号の民事事件の2分の1 2 行政訴訟事件、人身保護事件の各2分の1 3 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下「消費者裁判手続特例法」という。)に基づく共通義務確認訴訟事件 4 民事第2部の合議体で裁判した事件の差戻事件 5 民事第2部の裁判官及び書記官の忌避、除斥事件並びに静岡、清水及び島田簡易裁判所の裁判官の民事事件に関する忌避、除斥事件の2分の1 6 民事第2部に係属した労働審判事件に関する労働審判員の除斥事件 7 この部の単独体各係に配てんされた事件(ただし、平成31年4月1日から同年9月末日までに第2係及び第4係に配てんされた新件並びに同年10月1日から平成32年3月末日までに第1係及び第4係に配てんされた新件を除く。)のうち、合議体で審理及び裁判をする旨の決定をした事件	裁判長判事 増田吉則 判事 鈴木千帆 判事 丹下将克 判事 島田尚人 判事 林田敏幸 判事 松尾梨佳 判事補 松尾恵梨佳	金
単独体 第1係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、執行文の付与等に関する異議事件、民事執行法第182条に基づく執行異議事件(以下「開始決定異議事件」という。)、保全異議、取消事件の各11分の1 2 民事第1部第5係及び同第6係で裁判した事件の差戻事件 3 民事、商事、借地各非訟事件(特別清算、過料事件、預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件を除く。)の差戻事件 4 配偶者暴力等に関する保護命令事件の8分の1 5 労働審判事件の8分の1 6 仲裁関係事件	判事 増田吉則	火
第2係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、執行文の付与等に関する異議事件、開始決定異議事件、保全異議、取消事件の各11分の2 2 民事第1部第1係で裁判した事件の差戻事件 3 民事雑事件(他の係に属するものを除く。) 4 配偶者暴力等に関する保護命令事件の8分の1 5 労働審判事件の8分の1 6 仲裁関係事件 7 保全命令事件	判事 島田尚人	火・木
第3係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、執行文の付与等に関する異議事件、開始決定異議事件、保全異議、取消事件の各11分の2 2 民事第1部第2係で裁判した事件の差戻事件 3 民事雑事件(他の係に属するものを除く。) 4 配偶者暴力等に関する保護命令事件の8分の1 5 労働審判事件の8分の1 6 仲裁関係事件 7 保全命令事件	判事 丹下将克	火・木
第4係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、執行文の付与等に関する異議事件、開始決定異議事件、保全異議、取消事件の各11分の2 2 民事第1部第3係で裁判した事件の差戻事件 3 民事雑事件(他の係に属するものを除く。) 4 配偶者暴力等に関する保護命令事件の8分の1 5 労働審判事件の8分の1 6 仲裁関係事件 7 保全命令事件	判事 鈴木千帆	月・水

	第5係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、執行文の付与等に関する異議事件、開始決定異議事件、保全異議、取消事件の各1分の2 2 民事第1部第4係で裁判した事件の差戻事件 3 民事雜事件（他の係に属するものを除く。） 4 配偶者暴力等に関する保護命令事件の8分の1 5 労働審判事件の8分の1 6 仲裁関係事件 7 保全命令事件	判事 林田敏幸	月・水
	第6係	1 保全命令事件 2 起訴前の証拠保全事件の2分の1 3 起訴前の証拠収集事件の2分の1 4 民事共助事件の2分の1 5 仲裁関係事件	判事補 松尾恵梨佳	随時
第2部	合議体	1 裁判所法第26条第2項第3号及び第4号の民事事件の2分の1 2 行政訴訟事件、人身保護事件の各2分の1 3 会社更生事件 4 消費者裁判手続特例法に基づく簡易確定手続事件 5 民事第1部の合議体で裁判した事件の差戻事件 6 民事第1部の裁判官及び書記官の忌避、除斥事件並びに静岡、清水及び島田簡易裁判所の裁判官の民事事件に関する忌避、除斥事件の2分の1 7 民事第1部に係属した労働審判事件に関する労働審判員の除斥事件 8 この部の単独体各係に配てんされた事件、平成31年4月1日から同年9月末日までに第1部第2係及び同第4係に新件として配てんされた事件並びに同年10月1日から平成32年3月末日までに第1部第1係及び同第4係に新件として配てんされた事件のうち、合議体で審理及び裁判をする旨の決定をした事件	裁判長判事 小池あゆみ (特)判事補 島見涼介 判事補 大原明菜 判事補 高橋俊介	木
	単独体 第1係	1 民事執行事件、執行異議事件（開始決定異議事件を除く。） 2 破産事件、再生事件 3 特定調停事件の2分の1 4 民事第2部第2係の4及び同第4係の4以外の民事第2部で裁判した事件の差戻事件 5 預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件 6 特別清算事件 7 配偶者暴力等に関する保護命令事件の8分の1 8 労働審判事件の8分の1 9 過料事件 10 仲裁関係事件 11 民事、商事、借地各非訟事件（特別清算、過料事件、預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件を除く。） 12 民事調停事件	判事 小池あゆみ	随時
	第2係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、執行文の付与等に関する異議事件、開始決定異議事件、保全異議、取消事件の各1分の1 2 民事執行事件、執行異議事件（開始決定異議事件を除く。） 3 破産事件、再生事件 4 民事第2部第6係で裁判した事件の差戻事件 5 配偶者暴力等に関する保護命令事件の8分の1 6 労働審判事件の8分の1 7 仲裁関係事件 8 保全命令事件	(特)判事補 見原涼介	金

	第4係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、執行文の付与等に関する異議事件、開始決定異議事件、保全異議、取消事件の各1分の1 2 民事執行事件、執行異議事件（開始決定異議事件を除く。） 3 破産事件、再生事件 4 民事第2部第1係で裁判した事件の差戻事件 5 特定調停事件の2分の1 6 配偶者暴力等に関する保護命令事件の8分の1 7 労働審判事件の8分の1 8 仲裁関係事件 9 保全命令事件	判事 島田正人	金
	第6係	1 保全命令事件 2 起訴前の証拠保全事件の2分の1 3 起訴前の証拠収集事件の2分の1 4 民事共助事件の2分の1 5 仲裁関係事件	判事補 高橋俊介	随時

- ※1 裁定合議の決定は、事件が配てんされた単独体各係の所属する部において行う。ただし、平成31年4月1日から同年9月末日までに民事第1部第2係及び同第4係に配てんされた新件並びに同年10月1日から平成32年3月末日までに民事第1部第1係及び同第4係に配てんされた新件については、いずれも民事第2部で行う。
- 2 執行係及び保全係の書記官の忌避、除斥事件は民事第2部で、破産係の書記官の忌避、除斥事件は民事第1部で取り扱う。
- 3 受訴裁判所が自ら処理するものとして調停に付した事件、現に係属する訴訟事件を本案とする保全命令事件（第1回口頭弁論期日前に申請されたものを除く。）及び担当する事件に付隨する事件は、この表の定めにかかわらず、当該基本事件の係属する合議体又は係で取り扱う。
- 4 手形・小切手訴訟事件の判決に対する異議事件は、この表の定めにかかわらず、当該手形・小切手訴訟事件の判決をした係で取り扱う。
- 5 再審事件は、原裁判をした合議体又は係で取り扱う。
- 6 民事執行事件（財産開示事件を含む。）、執行異議事件（開始決定異議事件を除く。）、破産事件、再生事件、仲裁関係事件及び保全命令事件の担当割合及び事件分配の方法は、本庁所属の裁判官の申合せによる。
- 7 破産免責申立事件は、当該事件の破産開始決定をした係で取り扱う。
- 8 民事事件でこの表に定めがないものは、民事第1部及び民事第2部が各2分の1を取り扱う。
- 9 預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件については、緊急を要する場合は、民事第1部第1係から第5係まで、並びに民事第2部第2係及び同第4係においても処理することができる。

(別表第2)
沼津支部 (第12条関係)

部	係	取扱事件	裁判官の配置	開廷日割等
民事部	合議体	1 裁判所法第26条第2項第1号及び第4号の民事事件 2 人身保護事件 3 会社更生事件 4 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）に基づく共通義務確認訴訟事件 5 刑事部の裁判官の忌避、除斥事件並びに富士支部、下田支部の裁判官及び沼津、熱海、三島、富士及び下田簡易裁判所の裁判官の民事事件に関する忌避、除斥事件 6 民事部の合議体で裁判した事件の差戻事件。ただし、合議体の構成員に差し支えがあるときは、第13条の規定により他の裁判官が代理する。	裁判長判事 古閑 美津恵 判事 岩松 浩之 判事 甲斐 雄次 判事 松本 佳織 (特)判事補 此上 恒平 (兼) (特)判事補 藤本 敬太 判事補 久保 恒次郎 (兼) (填補) (特)判事補 関口 恒	1は水、他は隨時
	単独体 第1係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件及び差戻事件の各6分の2 2 執行文の付与等に関する異議事件の6分の2 3 預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件 4 民事雑事件（他の係に属するものを除く。）	判事 岩松 浩之	1, 2は火・木、他は随时
	第2係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件及び差戻事件の各6分の2 2 執行文の付与等に関する異議事件の6分の2 3 仲裁関係事件	判事 甲斐 雄次	1, 2は火・金、他は随时
	第3係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件及び差戻事件の各6分の1 2 執行文の付与等に関する異議事件の6分の1	(特)判事補 藤本 敬太	木
	第4係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件及び差戻事件の各6分の1 2 執行文の付与等に関する異議事件の6分の1	判事 松本 佳織	月
	第5係	1 民事調停事件及び特定調停事件 2 民事、商事、借地各非訟事件（過料を含む。）	判事 古閑 美津恵	隨時
	第6係	1 仲裁関係事件 2 訴え提起前の証拠収集処分事件、起訴前の証拠保全事件 3 民事共助事件	(填補) (特)判事補 関口 恒	隨時
	破産係	1 破産（管財）事件 2 破産（同時廃止）事件 3 民事再生、特別清算事件 4 消費者裁判手続特例法に基づく簡易確定手続事件	判事 岩松 浩之 (特)判事補 藤本 敬太 (填補) (特)判事補 関口 恒	管財・同廃は月・水・金、その他は隨時
	執行係	1 民事執行（不動産）事件、同執行異議事件 2 民事執行（債権）事件、同執行異議事件 3 財産開示事件 4 執行官の処分に関する許可及び異議事件	判事 岩松 浩之 判事 梶山 浩太郎 (兼) 判事 甲斐 雄次 判事 松本 佳織 (特)判事補 此上 恒平 (兼) (特)判事補 藤本 敬太 判事補 久保 恒次郎 (兼) (填補) (特)判事補 関口 恒	隨時
	保全係	1 保全命令事件 2 保全異議、取消事件 3 仮登記仮処分事件 4 配偶者暴力に関する保護命令事件	判事 古閑 美津恵 判事 岩松 浩之 判事 梶山 浩太郎 (兼) 判事 甲斐 雄次 判事 松本 佳織 (特)判事補 此上 恒平 (兼) (特)判事補 藤本 敬太 判事補 久保 恒次郎 (兼) (填補) (特)判事補 関口 恒	隨時

※1 受訴裁判所が自ら処理するものとして調停に付した事件及び担当する事件に付随する事件は、この表の定めにかかわらず、当該基本事件の係属する合議体又は係で取り扱う。

- 2 手形・小切手訴訟事件の判決に対する異議事件は、この表の定めにかかわらず、当該手形・小切手訴訟事件の判決をした係で取り扱う。
- 3 民事部の単独体で裁判した事件の差戻事件は、原判決をした係以外の係で、再審事件は、原判決をした合議体又は係で取り扱う。
- 4 以下の事件の担当割合と事件分配の方法は、沼津支部所属の裁判官の申合せによる。
 - (1) 破産係、執行係及び保全係の取扱事件
 - (2) 仲裁関係事件
 - (3) 民事事件でこの表に定めがないもの
- 5 預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件については、緊急を要する場合は、第2係、第3係においても処理することができる。

沼津支部（第12条関係）

部 係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開廷日割等
刑事部 合議体	1 裁判所法第26条第2項第1号、第2号及び第4号の刑事事件並びにこれに付隨する事件（民事部合議体取扱事件中の4から6までの各事件、並びに強制処分係に属する事件を除く。） 2 民事部の裁判官の忌避、除斥事件並びに富士支部、下田支部の裁判官及び沼津、熱海、三島、富士及び下田簡易裁判所の裁判官の刑事事件に関する忌避、除斥事件 3 刑事部の合議体で裁判した事件の差戻事件。ただし、合議体の構成員に差し支えがあるときは、第13条の規定により他の裁判官が代理する。 4 沼津支部、富士支部、下田支部に係属すべき事件及び熱海、三島、富士及び下田簡易裁判所に係属すべき事件について、前記各裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件 5 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）による沼津支部、下田支部及び富士支部の裁判官の処分に対する不服事件	裁判長判事 菱田泰信 判事 古閑美津恵（兼） 判事 岩松浩之（兼） 判事 梶原太郎 判事 甲斐太郎 判事 松山雄次（兼） 判事 本斐織（兼） 判事 松谷佳（兼） 判事 本奈央（兼） (特)判事補 此上恭平（兼） (特)判事補 藤本敬太（兼） 判事補 久保怜次郎（填補） (特)判事補 関口恒（兼）	月、火、水、木、金
単独体 第1係	1 刑事単独事件のうち、即決裁判事件を除く事件の2分の1及びこれに付隨する事件（強制処分係に属する事件を除く。） 2 刑事単独事件のうち、刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件の2分の1 3 刑事部第3係で裁判した事件の差戻事件	判事 梶山太郎	月、木、2は金（午後）
第2係	1 刑事単独事件のうち、即決裁判事件を除く事件の4分の1及びこれに付隨する事件（強制処分係に属する事件を除く。） 2 刑事部第1係で裁判した事件の差戻事件	判事 菱田泰信	水
第3係	1 刑事単独事件のうち、即決裁判事件を除く事件の4分の1及びこれに付隨する事件（強制処分係に属する事件を除く。） 2 刑事単独事件のうち、刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件の2分の1 3 刑事部第2係で裁判した事件の差戻事件	(特)判事補 此上恭平	月、2は金（午後）
強制 処分係	起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件、勾留関係処分その他の強制処分事件、勾留理由の開示、刑事訴訟法第179条、第226条及び第227条の請求事件、被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付隨する処分に係る事件、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件、刑事共助事件、医療観察法による鑑定入院命令	沼津支部、富士支部及び下田支部に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員	随時

※1 再審事件は、原判決をした合議体又は係で取り扱う。

2 以下の事件の担当割合と事件分配の方法は、沼津支部所属の裁判官の申合せによる。

- (1) 強制処分係の取扱事件
- (2) 合議体の取扱事件第4項の準抗告事件
- (3) 刑事事件でこの表に定めがないもの

(別表第3)
浜松支部 (第14条関係)

部 係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開廷日割等
民事部	合議体 1 裁判所法第26条第2項第1号及び第4号の民事事件 2 会社更生、民事再生、管財人選任破産事件 3 人身保護事件 4 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく共通義務確認訴訟事件及び簡易確定手続事件 5 刑事部の裁判官の忌避、回避事件並びに掛川支部の裁判官、浜松及び掛川簡易裁判所の裁判官の民事事件に関する忌避、除斥事件 6 民事部の合議体で裁判した事件の差戻事件。ただし、合議体の構成員に差し支えがあるときは、第15条の規定により他の裁判官が代理する。 7 労働審判員の除斥事件	裁判長判事 生島恭子 裁判長判事 川淵健一 判事 山本健一 判事 磯部幸正 判事 高橋正典 判事 荒井格 判事補 丸谷昂資	月・木
単独体 第1係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、保全異議、取消事件の各12分の3 2 労働審判事件の5分の1 3 開始決定異議事件、執行文の付与等に関する異議事件 4 過料及び仮登記仮処分事件 5 民事部第6係で裁判した事件の差戻事件	判事 山本健一	月
第2係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、保全異議、取消事件の各12分の2 2 労働審判事件の5分の1 3 配偶者暴力に関する保護命令事件の6分の2 4 民事部第4係で裁判した事件の差戻事件	判事 高橋正典	金
第3係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、保全異議、取消事件の各12分の2 2 労働審判事件の5分の1 3 民事、借地、商事各非訟事件、民事調停（特定調停を含む。）事件 4 配偶者暴力に関する保護命令事件の6分の1 5 個人再生事件の2分の1 6 仲裁関係事件の2分の1 7 民事部第2係で裁判した事件の差戻事件	判事 川淵健司	火
第4係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、保全異議、取消事件の各12分の2 2 労働審判事件の5分の1 3 配偶者暴力に関する保護命令事件の6分の2 4 民事部第3係で裁判した事件の差戻事件	判事 磯部幸恵	水
第5係	1 配偶者暴力に関する保護命令事件の6分の1 2 管財人選任破産事件の2分の1 3 仲裁関係事件の2分の1	判事 生島恭子	随時
第6係	1 民事通常、手形・小切手各訴訟事件、保全異議、取消事件の各12分の3 2 労働審判事件の5分の1 3 管財人選任破産事件の2分の1 4 個人再生事件の2分の1 5 民事再生事件 6 民事第1係で裁判した事件の差戻事件	判事 荒井格	金
第7係	破産事件（同時廃止）	判事補 丸谷昂資	随時
保全・執行係	民事執行事件（財産開示事件を除く。）、執行異議事件（開始決定異議事件、執行文の付与等に関する異議事件を除く。） 保全命令事件、訴え提起前の証拠収集事件、民事共助事件、財産開示事件、その他の民事雑事件 起訴前の証拠保全事件	判事 生島恭子 判事 山本健一 判事補 丸谷昂資 判事補 丸谷昂資	随時

※1 受訴裁判所が自ら処理するものとして調停に付した事件、現に係属する訴訟事件を本案とする保全命令事件（第1回頭弁論期日前に申請されたものを除く。）及び担当する事件に付隨する事件は、この表の定めにかかわらず、当該基本事件の係属する合議体又は係で取り扱う。

2 手形・小切手訴訟事件の判決に対する異議事件は、この表の定めにかかわらず、当該手形・小切手訴訟事件の判決をした係で取り扱う。

3 民事部で裁判した事件の再審事件は、原裁判をした合議体又は係で取り扱う。

4 保全、執行係で取り扱う事件の担当割合及び事件分配の方法は、浜松支部所属の裁判官の申合せによる。

- 5 預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件については、緊急を要する場合は、民事部単独体第1係から第3係までにおいても処理することができる。
- 6 民事事件でこの表に定めがないものは、浜松支部所属の裁判官の申合せによる。

浜松支部（第14条関係）

部 係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開廷日割等
刑事部	合議体	裁判長判事 山田直之 判事 横江麻里子 判事 阿久津見房 判事補 宮田裕平	月・火・水 ・木・金
	1 裁判所法第26条第2項第1号、第2号及び第4号の刑事事件並びにこれに付隨する事件（民事部合議体取扱事件中、4から6までの各事件及び強制処分係に属する事件を除く。） 2 民事部の裁判官の忌避、除斥事件並びに掛川支部の裁判官、浜松及び掛川簡易裁判所の裁判官の刑事事件に関する忌避、回避事件 3 刑事部の合議体で裁判した事件の差戻事件。ただし、合議体の構成員に差し支えがあるときは、第15条の規定により他の裁判官が代理する。 4 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）による浜松支部の裁判官の処分に対する不服事件		
	単独体 第1係	判事 山田直之	金
	1 刑事単独事件の5分の1及びこれに付隨する事件（強制処分係に属する事件を除く。） 2 刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件の3分の1 3 刑事部第3係で裁判した事件の差戻事件		
	第2係	判事 横江麻里子	月・水
	1 刑事単独事件の5分の2及びこれに付隨する事件（強制処分係に属する事件を除く。） 2 刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件の3分の1 3 刑事部第1係で裁判した事件の差戻事件 4 刑事共助事件の2分の1		
	第3係	判事 阿久津見房	火・木
	1 刑事単独事件の5分の2及びこれに付隨する事件（強制処分係に属する事件を除く。） 2 刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件の3分の1 3 刑事部第2係で裁判した事件の差戻事件 4 刑事共助事件の2分の1		
強制処 分係	起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件、勾留関係処分その他の強制処分事件、勾留理由開示、刑事訴訟法第179条、第226条及び第227条の請求事件、被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付隨する処分に係る事件、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件、医療観察法による鑑定入院命令	浜松支部及び掛川支部に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員	随時

※1 再審事件は、原裁判をした合議体又は係で取り扱う。

2 刑事事件でこの表に定めがないものは、浜松支部所属の裁判官の申合せによる。

浜松支部（第14条関係）

部	係	取 扱 事 件	裁 判 官 の 配 置	開廷日割等
	合議体	浜松支部及び掛川支部の裁判官並びに浜松及び掛川簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件	裁判長判事 生 裁判長判事 山 裁判長判事 川 判事 川 判事 磯 判事 高 判事 荒 判事 橋 判事 横 判事 阿 判事 丸 判事 宮 判事 谷 判事 田 子 司 一 恵 直 健 健 健 幸 正 幸 里 麻 正 見 昂 裕 格 子 房 子 幸 田 資 房 幸 幸 幸 資 幸 幸 幸 平 幸 幸 幸	随時

(別表第4)
富士支部（第16条関係）

係	取扱事件	裁判官の配置	開廷日割等
第1係	民事事件（第2係及び第3係に属するものを除く。）	判事 中尾 隆宏	月・火・水・木
第2係	強制処分係で取り扱う刑事事件を除く刑事事件及び次の民事事件 1 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく簡易確定手続事件 2 特定調停事件 3 保全異議、取消事件 4 預金保険法第87条による営業譲渡代替許可事件	判事 飯塚 隆彦	月・水・木（第2, 第4）
第3係	1 破産、再生、会社更生、特別清算事件の各4分の3 2 民事執行（不動産）事件の各4分の3 3 民事執行（債権）事件の各5分の2 4 過料事件	(填補) (特)判事補 此上 恒平	木（第2, 第4）
強制処分係	起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件、勾留関係処分その他の強制処分事件、勾留理由の開示、刑事訴訟法第179条、第226条及び第227条の請求事件、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による鑑定入院命令	判事 中尾 隆宏 判事 飯塚 隆彦 (填補) (特)判事補 此上 恒平	随時
	被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件	判事 中尾 隆宏 判事 飯塚 隆彦 (填補) (特)判事補 此上 恒平 沼津支部に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員	随時

下田支部（第16条関係）

	取扱事件	裁判官の配置	開廷日割等
	下欄の事件を除く全部	判事 館野 俊彦	月・火・水・木
	被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付隨する処分に係る事件、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件	判事 館野 俊彦 沼津支部に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員 富士支部に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員	随時

掛川支部（第16条関係）

	取扱事件	裁判官の配置	開廷日割等
	下欄の事件を除く全部	判事 馬場 潤	月・火・水・木・金
	被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付隨する処分に係る事件、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件	判事 馬場 潤 浜松支部に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員	随時

(別表第5)

簡易裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

簡易裁判所	係	取扱事件	裁判官の配置	開廷日割等
静岡	第1係	1 刑事公判請求事件（略式命令事件に対する正式裁判請求事件を含む。）の2分の1 2 刑事差戻事件、再審事件の2分の1 3 刑事雑事件の2分の1 4 刑事第1回公判期日前の被告人に対する勾留関係処分 5 交通切符即日処理略式命令請求事件を除く略式命令請求事件の30分の2、交通切符即日処理略式命令請求事件の2分の1 6 民事通常、少額各訴訟事件の2分の1	簡易裁判所判事 塩谷雅人	月・水・金
	第2係	1 刑事公判請求事件（略式命令事件に対する正式裁判請求事件を含む。）の2分の1 2 刑事差戻事件、再審事件の2分の1 3 刑事雑事件の2分の1 4 刑事第1回公判期日前の被告人に対する勾留関係処分 5 交通切符即日処理略式命令請求事件を除く略式命令請求事件の30分の2、交通切符即日処理略式命令請求事件の2分の1 6 民事通常、少額各訴訟事件の2分の1	簡易裁判所判事 永田浩昭	月・火・木
	第3係	1 民事調停事件 2 保全命令事件（異議、取消しを含む。） 3 手形・小切手訴訟事件 4 民事差戻事件、再審事件、借地非訟事件、起訴前の証拠保全事件 5 公示催告事件 6 少額訴訟債権執行事件 7 過料事件 8 民事共助事件 9 民事雑事件、執行雑事件 10 即決和解事件	簡易裁判所判事 植垣勝裕	火・木
	第4係	交通切符即日処理略式命令請求事件を除く略式命令請求事件の30分の26	簡易裁判所判事 小川利行	月・火
強制処分係		起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件、勾留関係処分その他の強制処分事件、勾留理由の開示、被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件	静岡簡易裁判所に補職されている裁判官（兼職者を含む。） 植垣勝裕（起訴後第1回公判期日前の各種令状事件を除く。） 塩谷雅人 永田浩昭 小川利行（填補） 簡易裁判所判事 西澤光男（填補） 簡易裁判所判事 白木益美	随時
清水		全部	簡易裁判所判事 西澤光男	火・水・木・金
熱海		全部	簡易裁判所判事 島村之夫	月・火・水・木
		起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件、勾留関係処分その他の強制処分事件、勾留理由の開示、被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件、略式命令請求事件	（填補） 簡易裁判所判事 館野俊彦	金
三島		全部	簡易裁判所判事 奥石武裕	火・水・木・金

沼津	第1係	1 民事通常、手形・小切手、少額各訴訟事件の3分の2及び 第2係で裁判した事件の民事差戻事件 2 再審事件 3 起訴前の証拠保全事件 4 調停事件（特定調停事件を含む。）の2分の1 5 即決和解事件、過料事件、公示催告事件 6 保全命令事件 7 少額訴訟債権執行事件 8 民事雑事件 9 他の係に属さない事件	簡易裁判所判事 齋藤 章	1は月・水、4 は木、他は随時
	第2係	1 民事通常、手形・小切手、少額各訴訟事件の3分の1及び 第1係で裁判した事件の民事差戻事件 2 調停事件（特定調停事件を含む。）の2分の1 3 刑事公判請求事件及びこれに付隨する事件 4 刑事訴訟法第350条の8の即決裁判事件 5 略式命令請求事件（交通切符即日処理略式命令請求事件を 含む。）及び刑事雑事件（強制処分係に属する事件を除く。）	簡易裁判所判事 青木 誠	1は金、2、3 は水、4は金、 他は随時
	第3係	1 略式命令に対する正式裁判事件 2 第2係で裁判した事件の刑事差戻事件	簡易裁判所判事 菱田 泰信 梶山 太郎	随時
	強制 処分係	起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件、勾留関係処分 その他の強制処分事件、勾留理由の開示、被疑者についての弁 護人選任に係る事件及びこれに付隨する処分に係る事件、刑事 訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件、略 式命令請求事件（在庁）	沼津簡易裁判所に 補職されている裁 判官（兼職者を含 む。）全員 (填補) 富士簡易裁判所に 補職されている裁 判官（兼職者を含 む。）全員 (填補) 簡易裁判所判事 館野 俊彦 (填補) 簡易裁判所判事 関口 恒 (填補) 簡易裁判所判事 島村 之夫 (填補) 簡易裁判所判事 奥石 武裕	随時
下田	下欄の事件を除く全部		簡易裁判所判事 館野 俊彦	月・火・水・木
	被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付隨する 処分に係る事件、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の 決定を求める事件		簡易裁判所判事 館野 俊彦 沼津簡易裁判所に 補職されている裁 判官（兼職者を含 む。）全員 富士簡易裁判所に 補職されている裁 判官（兼職者を含 む。）全員 (填補) 簡易裁判所判事 島村 之夫 (填補) 簡易裁判所判事 奥石 武裕	随時
富士	第1係	刑事公判請求事件、略式命令に対する正式裁判請求事件及び これに付隨する雑事件	簡易裁判所判事 飯塚 隆彦	月・水
	第2係	1 民事事件 2 刑事事件（第1係及び強制処分係に属するものを除く。）	簡易裁判所判事 海老澤 俊一	月・火・水・木 ・金

	強制処分係	起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件、勾留関係処分その他の強制処分事件、勾留理由の開示、略式命令請求事件（在庁）	富士簡易裁判所に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員（填補）簡易裁判所判事 島村之夫	随時 金
		被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付隨する処分に係る事件、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件	富士簡易裁判所に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員 沼津簡易裁判所に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員（填補）簡易裁判所判事 島村之夫（填補）簡易裁判所判事 奥石武裕	随時
島田		全部	簡易裁判所判事 白木益美	月・火・水・木・金
		起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件	（填補） 簡易裁判所判事 池上弘	火
掛川	第1係	1 民事通常（特定業者事件を除く），手形・小切手，少額各訴訟事件 2 刑事公判請求事件 3 略式命令請求事件 4 民事調停事件 5 起訴前の証拠保全事件 6 即決和解事件，過料事件，公示催告事件 7 保全命令事件 8 少額訴訟債権執行事件 9 民事雑事件 10 第2係で裁判した事件の民事差戻事件，再審事件 11 刑事雑事件の5分の3 12 交通切符即日処理略式命令請求事件	簡易裁判所判事 小杉正実	月・火・水・木・金
	第2係	1 民事通常訴訟事件（特定業者事件） 2 刑事雑事件の5分の2 3 略式命令事件に対する正式裁判請求事件2分の1 4 第1係で裁判した事件の刑事差戻事件，再審事件 5 第1係で裁判した事件の民事差戻事件，再審事件	簡易裁判所判事 小川利行	水・木・金
	第3係	1 緊急処理を要する事件 2 略式命令に対する正式裁判請求事件2分の1	簡易裁判所判事 馬場潤	随時
	強制処分係	起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件、勾留関係処分その他の強制処分事件、勾留理由の開示、被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付隨する処分に係る事件、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件	掛川簡易裁判所に補職されている裁判官全員 浜松簡易裁判所に補職されている裁判官全員	随時
浜松	第1係	1 民事通常訴訟事件の3分の1 2 手形・小切手及び少額各訴訟事件の3分の1 3 民事調停事件の3分の1 4 民事差戻事件，再審事件，借地非訟事件，起訴前の証拠保全事件の3分の1 5 保全命令事件の3分の1 6 公示催告事件の3分の1 7 少額訴訟債権執行事件（執行異議，差押債権の範囲変更，移行を含む。）の3分の1 8 過料事件の3分の1 9 刑事事件（強制処分係に属するものを除く。）の3分の1 10 略式命令請求事件（在宅）の3分の1 11 略式命令請求事件（在庁）の3分の1 12 交通切符即日処理略式命令請求事件の3分の1 13 刑事差戻事件，再審事件の3分の1 14 他の係で発した略式命令に対する正式裁判請求事件の2分	簡易裁判所判事 太田雅夫	月・水・金

	の1 15 1から8まで以外の民事事件 3分の1		
第2係	1 民事通常訴訟事件の3分の1 2 手形・小切手及び少額各訴訟事件の3分の1 3 民事調停事件の3分の1 4 民事差戻事件、再審事件、借地非訟事件、起訴前の証拠保全事件の3分の1 5 保全命令事件の3分の1 6 公示催告事件の3分の1 7 少額訴訟債権執行事件（執行異議、差押債権の範囲変更、移行を含む。）の3分の1 8 過料事件の3分の1 9 刑事事件（強制処分係に属するものを除く。）の3分の1 10 略式命令請求事件（在宅）の3分の1 11 略式命令請求事件（在庁）の3分の1 12 交通切符即日処理略式命令請求事件の3分の1 13 刑事差戻事件、再審事件の3分の1 14 他の係で発した略式命令に対する正式裁判請求事件の2分の1 15 1から8まで以外の民事事件 3分の1	簡易裁判所判事 小木知一	水・木・金
第3係	1 民事通常訴訟事件の3分の1 2 手形・小切手及び少額各訴訟事件の3分の1 3 民事調停事件の3分の1 4 民事差戻事件、再審事件、借地非訟事件、起訴前の証拠保全事件の3分の1 5 保全命令事件の3分の1 6 公示催告事件の3分の1 7 少額訴訟債権執行事件（執行異議、差押債権の範囲変更、移行を含む。）の3分の1 8 過料事件の3分の1 9 刑事事件（強制処分係に属するものを除く。）の3分の1 10 略式命令請求事件（在宅）の3分の1 11 略式命令請求事件（在庁）の3分の1 12 交通切符即日処理略式命令請求事件の3分の1 13 刑事差戻事件、再審事件の3分の1 14 他の係で発した略式命令に対する正式裁判請求事件の2分の1 15 1から8まで以外の民事事件 3分の1	簡易裁判所判事 進藤修	月・火・水・金
強制処分係	起訴前及び第1回公判期日前の各種令状事件、勾留関係処分その他の強制処分事件、勾留理由の開示、被疑者についての弁護人選任に係る事件及びこれに付随する処分に係る事件、刑事訴訟法第187条の2の訴訟費用負担の決定を求める事件	浜松簡易裁判所に補職されている裁判官（兼職者を含む。）全員 (填補) 簡易裁判所判事 馬場潤 (填補) 簡易裁判所判事 小杉正実	随時

※1 静岡簡易裁判所強制処分係の担当日割等は、本庁所属の裁判官の申合せによる。

2 沼津簡易裁判所強制処分係の担当日割等は、沼津支部所属の裁判官の申合せによる。

3 浜松簡易裁判所強制処分係の担当日割等は、浜松支部所属の裁判官の申合せによる。

平成 31 年度における静岡地方裁判所及び静岡地方裁判所管
内各簡易裁判所の司法行政事務の代理順序の定め

平成 31 年度における所長、部の事務を総括する裁判官、支部長及び簡易裁判所の司法行政事務掌理者の代理者及びその代理順序は、別表のとおりとする。

附 則

この定めは、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この定めは、平成 31 年 1 月 23 日から施行する。

附 則

この定めは、平成 31 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この定めは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 1 月 1 日

改正 平成 31 年 1 月 23 日

改正 平成 31 年 3 月 15 日

(別表)

対 象		代 理 順 序	
		第 1	第 2
所 長	判 事 伊 東 頸	判 事 小 池 あ ゆ み	
	判 事 (第 3 順位) 増 田 吉 則		
本 庁	民事第 1 部 総括	判 事 鈴 木 千 帆	判 事 丹 下 将 克
	民事第 2 部 総括	判 事 島 田 正 人	(特) 判 事 補 見 原 涼 介
	刑 事 第 1 部 総括	判 事 新 城 博 士	判 事 林 田 海
	刑 事 第 2 部 総括	判 事 林 田 海	
支 部 長	沼 津	判 事 菱 田 泰 信	判 事 岩 松 浩 之
	富 士	判 事 飯 塚 隆 彦	
	下 田	判 事 古 閑 美 津 恵	判 事 松 本 佳 織
	浜 松	判 事 山 田 直 之	判 事 川 渕 健 司
	掛 川	判 事 新 城 博 士	判 事 島 田 正 人
沼 津 支 部	民 事 部 総 括	判 事 岩 松 浩 之	
	刑 事 部 総 括	判 事 梶 山 太 郎	
浜 松 支 部	民 事 部 総 括	判 事 川 渕 健 司	判 事 山 本 健 一
	刑 事 部 総 括	判 事 横 江 麻 里 子	
簡易裁判所 の司法行政 事務掌理者	静 岡	簡易裁判所判 事 塩 谷 雅 人	簡易裁判所判 事 永 田 浩 昭
	清 水	静岡簡易裁判所の司法行政事務掌 理者の指名する同裁判所の簡易裁 判所判 事	島田簡易裁判所の簡易裁判所判 事
	熱 海	三島簡易裁判所の簡易裁判所判 事	
	三 島	熱海簡易裁判所の簡易裁判所判 事	
	沼 津	簡易裁判所判 事 菱 田 泰 信	簡易裁判所判 事 斎 藤 章
	下 田	熱海簡易裁判所の簡易裁判所判 事	
	富 士	簡易裁判所判 事 飯 塚 隆 彦	簡易裁判所判 事 海 老 澤 俊 一
	島 田	静岡簡易裁判所の司法行政事務掌 理者の指名する同裁判所の簡易裁 判所判 事	清水簡易裁判所の簡易裁判所判 事
	掛 川	簡易裁判所判 事 小 杉 正 実	簡易裁判所判 事 小 川 利 行
	浜 松	簡易裁判所判 事 太 田 雅 夫	簡易裁判所判 事 進 藤 修